

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和7年9月17日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
------------------------	----

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
---------------------	----

国民年金関係	2件
--------	----

厚生局受付番号 : 九州(受)第 2500063 号
厚生局事案番号 : 九州(国)第 2500004 号

第 1 結論

昭和 55 年 8 月 1 日から平成 11 年 7 月 27 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 55 年 8 月 1 日から平成 11 年 7 月 27 日まで

勤めていた会社を退職した直後の 1 年くらいは、国民年金保険料を納めることができず、同保険料の納付が免除された旨の通知が届いたが、その後は A 市を転出するまで、A 市役所から送付された納付書により、同保険料を毎月納付していた。

しかし、年金記録は免除や未納と記録され、国民年金保険料を納付した記録がないので、請求期間の記録を納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が平成 10 年 10 月 2 日付けで B 県 C 町(現在は、D 市)に転入する直前まで住民登録していた A 市は、請求者の国民年金に係る資料を保管していない旨回答しており、日本年金機構が保管する A 市における昭和 59 年 5 月 10 日現在の「年度別納付状況リスト」及び C 町における請求者に係る国民年金被保険者カードによると、請求期間のうち、昭和 55 年 8 月から平成 11 年 3 月までにおいて、請求者が国民年金保険料を納付した記載はない。

また、日本年金機構は、請求者が提出した年金手帳に記載されている国民年金の記号番号(*)以外に請求者に払い出された国民年金の記号番号は無い旨回答しているところ、当局においても社会保険オンラインシステムにより、複数の読み方で氏名検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金の記号番号が払い出されたことを確認することはできない。

さらに、請求者は、A 市を転出するまで国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているところ、通常、納付記録は納付の都度記録されることを踏まえると、200 月を超える長期間にわたり納付した期間の全てが記録されなかったとは考え難い。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第 2500066 号

厚生局事案番号 : 九州(国)第 2500005 号

第 1 結論

平成 3 年 * 月 * 日から同年 4 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 * 月 * 日から同年 4 月 1 日まで

私が二十歳になった平成 3 年 * 月、私の国民年金について母から電話があり、任意だけど国民年金に加入し、保険料を納付したと聞いた記憶がある。しかし、請求期間は国民年金に未加入期間とされているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 大学が提出した在籍証明書によると、請求者は、請求期間において同大学に在籍していたことが確認できるところ、学生が国民年金の強制加入とされたのは平成 3 年 4 月 1 日からであり、請求期間当時、大学生であった請求者が国民年金保険料を納付するためには、制度上、遡って任意加入することはできないことから、平成 3 年 * 月 * 日から 3 月末日までの間に国民年金の任意加入の手続をする必要があった。

しかしながら、請求者が提出した年金手帳によると、初めて被保険者となった日は「平成 3 年 4 月 1 日」、被保険者種別は「1 号(丸囲み) 6」と記載されており、請求者の請求期間における住民票上の住所地である B 市の年金担当者は「6」は学生を意味する旨陳述していることから、請求者は学生として平成 3 年 4 月 1 日付けで国民年金に加入したことがうかがえる上、それより前に国民年金に任意加入していた記載は見当たらない。

また、B 市及び日本年金機構において、請求者に対して前述の年金手帳に記載されている国民年金の記号番号(*)とは別の記号番号の払出しは確認できず、当局においても、社会保険オンラインシステム及び紙台帳画像データ検索システムによる旧姓を含めた氏名検索を行ったものの、請求者に対して別の国民年金の記号番号が払い出された形跡はないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

なお、請求期間の国民年金保険料を納付したとする母親は、請求者の同保険料をまとめて納付した記憶がある旨陳述しているところ、平成 3 年 4 月分から同年 8 月分の同保険料は、平成 3 年 8 月 19 日に納付されていることが確認できる。

このほか、請求者及び母親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。